

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佰和会（以下「法人」という）の役員等の報酬及び交通費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員等とは、法人の理事・監事・評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）をいう。

(理事会・評議員会への出席報酬)

第3条 役員等が理事会・評議員会に出席したときの報酬は支給しない。ただし、別に定める「社会福祉法人佰和会役員等費用弁償規程」により費用弁償することができる。また、会議へ出席するための交通費の実費分について、別に定める旅費規程に基づき支払うことができる。

(報酬)

第4条 役員等が法人及び事業の運営のために、理事長の委嘱を受けて業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

2. 前項にかかわる業務のうち、理事長が特に必要と認めた場合は、その都度理事会の承認を得て、報酬額を決定することができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあつた場合は、報酬は支給しない。ただし、別に定める「社会福祉法人佰和会役員等費用弁償規程」により支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が選任・解任委員会に出席した場合は、報酬は支払わない。ただし、別に定める「社会福祉法人佰和会役員等費用弁償規程」により支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 理事・監事及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人佰和会旅費規程により旅費及び交通費の実費を支給することができる。

(支払方法)

第8条 役員等への報酬の支払方法は、その都度現金による支払い又は銀行振込により支払う。

(改正)

第9条 この規程の改定は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成19年10月12日から施行する。

平成29年4月1日改定

別表1 (第4条関係)

名称	報酬	交通費
役員等日当	10,000円	実費